

揖保川流域委員会  
第5回流域社会分科会・情報交流分科会

議事録（詳録）

と き・平成 15 年 9 月 25 日（木）

9:00～12:00

ところ・ホテルサンガーデン姫路

< 目 次 >

1 . 開 会	..... p 1
2 . 揖保川の維持・管理に関する情報提供	..... p 1
3 . 提言に盛り込む内容について	..... p 11
4 . その他	..... p 36
5 . 閉 会	..... p 43

## 1 . 開会

**庶務** それでは、ただいまより揖保川流域委員会第5回流域社会分科会・情報交流分科会の合同分科会を開催いたします。

はじめに、お手元の資料に確認をさせていただきます。封筒の中に議事次第が1枚、座席表、それから本日ご出席予定委員の名簿が1枚ずつ入っております。本日の資料ですが、資料1として「揖保川の維持・管理の現状説明」という冊子がございます。それから資料2「提言のたたき台（H15.9.25版）」がございます。それから、事前に増田委員よりいただいたメモがありますが、これを資料3とさせていただきます。それと前回第4回流域社会分科会・情報交流分科会、（合同分科会）の議事録の概要版がございます。傍聴席のかたには、お願いと書いた青い紙が入っております。

本日は委員12名のうち11名がご出席予定です。今の段階でそれ以上のご欠席の連絡はございませんので、予定どおり出席されるものと思われませんが、本日、交通事情により若干遅れられているかたがおられます。現在のところ8名の委員にご出席いただいており、規約上の定足数3分の2以上の委員がご出席ですので、開会させていただきたいと思いません。

本日の予定は12時が終了となっております。前回の第4回分科会で「提言のたたき台」のうちの 章「河川整備に対する基本的な考え方」の「3．利水に対する考え方」までの審議が終了しております。本日は、「4．自然環境に対する考え方」以降からの審議となります。それからもう1点、庄委員よりご提供いただいた冊子を委員の皆様のお机にお配りしております。これは、部数の関係上委員席だけに置いております。

それでは、進行を中元委員にお願いいたします。

## 2 . 揖保川の維持・管理に関する情報提供

**中元委員** 皆さんおはようございます。第5回流域社会分科会・情報交流分科会を始めたいと思います。提言のたたき台についての審議を、前回の分科会1回で終わる予定でしたが、非常に熱心な討議がなされまして、今日はその続きということになります。今日は是非すべての審議を終わりたいと思っております。

前回はこのたたき台の中の 章の3まで終わりましたので、今日は4からです。前回の資料で4は「河川環境に対する考え方」ということでしたが、委員の皆様方のご指摘もありまして、今日の資料には4と5、「自然環境に対する考え方」「流域社会との関わりに

対する考え方」の二つに分けて記載しております。それに続きまして「流域の情報交流に対する考え方」、このあたりをまず前半で審議したいと思います。

それから、次の 章の 1、2、3、4 の部分ですが、これは治水・利水・自然環境分科会でこれまで討議されておまして、その議事録もすでにお手元にあるかと思えます。この部分の提言もこの資料にございますが、これは後に回しまして、今日の議事は 章の「5. 連携による一体的な流域管理」と次の最後の 章、この順番にやっていって、そのあとに 章の 1、2、3、4 の討議を進めたいと考えております。

前回、わたしの議事進行が若干手間取りまして大変ご迷惑をかけましたが、今日はそういうことのないようにと思っております。皆様方のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

その前に、前回の議事の概要が資料にございます。事前にご覧になって、特にここがおかしい、問題だというようなところがありましたら、この場でご指摘をいただいて議事を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第にしたがいまして進めさせていただきます。まず河川管理者のほうから「揖保川の維持・管理の現状」についてご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**庶務** 前方のスクリーンを用いますので、前の委員席のかた、もし見えにくければ控え席を用意させていただいておりますので、お移りいただきたいと思ひます。

**河川管理者** それでは、河川管理者のほうから揖保川の維持・管理の現状説明をさせていただきます。本日も説明する内容は、これまで揖保川の現状についてご説明させていただいた中で情報が不足していたもの、あるいは説明させていただいていなかった項目について資料を準備させていただきました。

<スライド2 目次>

これは目次ですが、11項目あります。1、2 は河川巡視、あるいは河川管理施設の維持・管理ということで点検管理等についてです。その中で堤防の除草の状況だとか河道内の樹木の繁茂についての説明、それから 5～8 は巡視・点検にも関係しますが、対象物と、どのような点検をしてどのような管理、どのような対応をしているかについてのご説明です。それから 9 は住民参加による河川愛護について、10、11 が河川空間の利用についてご説明いたします。

それでは、順番に説明させていただきたいと思ひます。

### <スライド3 河川巡視状況>

まず、一つ目の目次の項目にあった河川巡視ですが、河川管理者において不法行為の把握ということで、例えば取水や土地の不法な占有、工作物の不法な設置といったものの把握をしているということ。それから、河川管理施設の状況の把握、環境の状況の把握といったことを主な目的としております。平日は週に2回、土日は月に1回、年末に1回、徒歩およびパトロールカーで巡視しております。

### <スライド4 河川管理施設の維持・管理（堤防）>

巡視において発見することがあるわけですが、例えば堤防の中でヌートリアだとかもぐらだとか、穴を掘って堤防に損傷を与えるようなこともあります。今、見ていただいているのはヌートリアによる被害ですが、穴は最大のもので直径20センチ、奥行き9メートル近くにも達していたということで、平成6年度に堤防を掘削して埋め戻し、芝を張って元に戻したという補修などもやっています。

### <スライド5 河川管理施設の維持・管理（堤防）>

維持・管理の中でこれは揖保川の畳堤についてです。畳堤は整備されてから50年以上経過していて非常に老朽化が激しいということで、これは補修をしている状況の写真です。平成13年度から始めていまして、来年度には完成する予定です。こういうことも維持・管理の一環としてやっているということです。

### <スライド6 河川管理施設の維持・管理（護岸）>

これも維持・管理の一つですが、老朽化した護岸は波浪あるいは洗掘によってこういう形で崩壊することがあります。こういうものについて内部にコンクリートを充填したり、そのあと石積みを再生するといったことをやっております。

### <スライド7 河川管理施設の維持・管理（根固工）>

これはちょっと見にくいのですが、河床の洗掘が著しい箇所、それを防ぐための根固工を行っているということもあります。

### <スライド8 河川管理施設の維持・管理（分流堰）>

これは分流堰の補修ですが、長年の洪水で石が部分的に崩れるようなこともあります。見ていただいているものは50年余の年限がたったということで、平成10年度に補修しているものです。

### <スライド9 河川管理施設の維持・管理（樋門等の建造物）>

これも維持・管理の一つということで、河川管理施設の補修等を行っております。河川

管理施設につきましては構造令に合っていないもの、あるいは護岸が沈下しているものがあります。例えば、構造令に合っていないというのは、それを定める前につくったものということで、現在は不適合になっているようなものがあります。こういうものの補修もやっております。

<スライド10 河川管理施設の維持・管理（馬路川排水機場）>

今、見ていただいておりますのは馬路川の排水機場ですが、洪水時の内水を本川のほうにポンプで出すために設置した機械施設についても専門業者に委託して点検しています。これにつきましては出水期前に点検し、出水期には月に1回、非出水期には2か月に1回ということで点検しています。ちなみに排水機場の操作そのものはこの馬路川の排水機場の場合、揖保川町に委託しております。

<スライド11 堤防除草状況>

それから、堤防の除草作業も維持・管理の一つです。巡視の際に堤防の異常を確認するという目的があります。これにつきましては年に2回程度行っているということで、堤防のひび割れだとかのり面の崩れといった異常を早期に発見することで、洪水時の堤防の崩壊を防ぐことに努めております。

<スライド12 河道内樹木の繁茂>

これは河道内の樹木の繁茂の様子です。本来、樹木が川の中にあるということは水の流れを阻害するというので、治水に対して影響があるのですが、その結果、洪水時に水位が上昇したりする、あるいはこのように樹木と堤防の間にすき間があるとその流れが速くなったりするというようなこともあります。また、こういう大きな樹木が流れ出すと横断工作物に当たって橋などに悪影響を及ぼすということもありますので、適宜治水あるいは河川管理上支障となるような樹木は伐採していくということも管理の一部です。

<スライド13 ゴミの不法投棄>

それから、ごみの不法投棄につきましても巡視等で見ているわけですが、河川に捨てられたごみにつきましては、発見した場合には維持作業で処分しております。

<スライド14 ゴミの不法投棄（放置車両）>

放置車両のような大きなものもあるわけですが、このようなものは管理者として所有者を確認するという作業を行います。確認できた場合には所有者に撤去させるということで、確認できなかった場合には一般廃棄物処理業者等に連絡して処分することになります。

<スライド15 違法行為の現状>

同じく河川内、特に河口部ですが、プレジャーボートの不法係留や廃船の放置が行われております。それから、河川の中で不法占用による耕作や農作業のための小屋といったものも現状存在しています。

<スライド16 河道内構造物>

河道内構造物についてご説明させていただきたいと思います。揖保川の中には河川管理施設、許可工作物がそれぞれ53か所、223か所ございまして非常に多くのものがあります。下に加古川の事例を出しております。加古川のほうが延長は短いのですが、それを割り引いても揖保川の中には井堰だとか樋門、橋梁等非常に多くの施設があるということです。ちなみに河川管理施設は国が管理しているもので、許可工作物と言いますのは地方公共団体等の団体が許可を得て設置しているものです。非常にたくさんのものであるということです。

<スライド17 樋門等の操作>

今お話ししました樋門ですが、樋門の操作等も管理の一部です。非常に多くの樋門があるわけですが、揖保川では主にその近くにお住まいの76名のかたに委嘱しております。一部自治体に委託している場合もありますが、洪水時に本川の水位が上がり、本川から支川の方が住んでいる側に逆に水が流れ出す可能性があるときにそれを閉めるという作業です。まず私どもの事務所のほうから出先の出張所に指示をしまして、その出張所から地元の操作員のかたに連絡し、操作していただきます。また、その報告を上げていただくというようなことでこの一連の操作をしております。

<スライド18 樋門等の点検>

その樋門の点検ですが、先ほど言いましたとおり出水期前には専門業者が点検しております。出水期には月に2回、出水期以外は月に1回操作員が点検を行っております。

<スライド19 住民参加による河川愛護>

次に住民参加による河川愛護についてです。見ていただいている写真は毎年7月に行っております河川愛護月間のPRの状況です。それから住民参加による河川清掃ということで、地元のかたがたにご協力いただきまして河川の清掃に努めるといった活動も維持・管理の一環としてしております。

<スライド20 河川敷地の利用>

河川空間の利用ということですが、写真は一つの広場として、あるいはグラウンドとして

設置している例です。揖保川の河川敷公園の許可件数は14件あります。こういった利用も河川空間としてやっているということです。

<スライド21 河川敷地の利用>

同じ河川空間の利用ということで、水遊びや釣り、それからレクリエーションも行われております。地域住民等と連携した、水生生物調査等により川について学ぶといったことにも取り組んでいるということです。

<スライド22 安全利用のよびかけ>

河川を安全に利用していただくということで、主に地域の住民のかたや自治体、教育委員会等と、危険だと思われるところにはこういう看板を設置するというのもやっております。

以上、冒頭、維持・管理等の中で説明のもれていた項目ということでご説明しました。引き続きまして、揖保川における防災の対応等についてもご説明したいと思います。

<スライド23 揖保川における防災対応等>

風水害、水質事故等が考えられるわけですが、主に防災に関連した基礎調査のようなものについても簡単に併せてご紹介したいと思います。

<スライド24 出水時の対応(1)>

まず、出水時の対応。雨が降り、水量が増えてくるといった状況に対する対応のご説明です。今、見ていただいていますのは、支川も含めた揖保川の観測所ごとに、それぞれの指定水位、警戒水位、計画高水位について示しています。

揖保川では、水防上の基準となる指定水位、警戒水位を設定し、これに従って水防の体制をとることにしております。揖保川におきましては、龍野、中川、林田川、栗栖川に各1か所ありまして、そこが水防体制の基準となる水位ということで定めております。それぞれ指定水位になりますと、水防体制に基づいて取り組むということでその目安としているところです。それから、警戒水位と申しますのは、出水時に災害の起こる可能性の水位ということです。計画高水位と申しますのは、これ以上になると堤防が壊れる可能性がある水位ということです。

<スライド25 出水時の対応(2)>

今、言いました出水時の対応ですが、このような情報を状況に応じて伝達していくということになります。さまざまな情報を伝達し水防体制を発令するということですが、まず水防警報です。そこに見ていただいていますとおり、水位が上昇して、水防活動が必要と

認められる場合に国土交通省が発令するものです。この水防警報は流域の市町に対して発令するわけですが、これに基づいて各地の水防団が水防活動を実施することになります。

それから、洪水予報についてですが、これは警戒水位を超えるような大きな出水があった場合に、気象庁と国土交通省が共同で洪水予報を発令するということです。これにつきましては今言いましたような防災機関をはじめマスコミ、交通機関へ周知し、それから広く一般のかたがたに注意を呼びかけるというものです。

#### <スライド26 情報伝達>

小さくて見えにくく申し訳ないのですが、その際の情報伝達の流れです。洪水予報の連絡につきましては、兵庫県をはじめ関係市町、テレビ、新聞等のマスコミ、公共交通機関、電力などのライフラインを扱っている会社、このような関係機関に連絡が行くことになっております。

#### <スライド27 水防活動(1)>

それから、先ほど申しました水防活動は各市町の水防本部が中心になって行うわけですが、揖保川沿川では防災ステーションをはじめとして10か所の資材倉庫を設置して、これを支援することになっております。その位置を赤点でお示ししております。

#### <スライド28 水防活動(2)>

これは水防活動の一つの事例ですが、ひとたび出水があって堤防が崩れそうになる、あるいは越水しそうになる、堤防を越えて水があふれそうになることがあるわけです。

左から順番に簡単にご説明しますと、例えばこのようにくいを打ってそこに板を立てて、土のう等を入れることによって堤防自身を高くするようにします。これをせき板工法といいます。これは、月の輪工法というのですが、堤防から水が漏れてきたときそれを放置するとそれが大きくなって崩れてしまうことにつながります。そういうときに困って、ここに水がたまるようにして池をつくり、それ以上崩れないようにするというような工法があります。それから、洗掘防止対策。こちらが川側ですが、川の流が速くて堤防が削られていくような場合もあるわけです。そういう場合に、例えばこれは表蓆張り工ですが、堤防からこういうむしろをたれ下げて、水の当たりを弱めるようなこともやります。

いろいろな水防活動があるということで、簡単な事例をご紹介しました。こういうことも水防活動の一環としてやっていただいております。

#### <スライド29 水防活動(3)>

今見ていただいておりますのはポンプ車の排水の様子です。河川の水位が高くなりますと

支川のほうに排水不良が起きますので、内水排除の排水ポンプ車を当姫路河川国道事務所  
で持っております。最大毎分150トン、あるいは毎分30トンの排水ポンプ車を配備して  
おります。

<スライド30 揖保川流域における水質事故対応について>

次に、水質事故の対応です。揖保川の流域では、関係する機関、国、県、流域の市町の  
行政機関、その他の関係団体があるわけですが、そういうところと水質汚濁防止協議会と  
いうものをつくっております。ひとたび水質事故が確認されますと、迅速な情報収集、あ  
るいは情報伝達体制をとって事故を未然に防ぐという対応をとっております。

最近、体制を見直したところですが、現在の状況です。この姫路河川国道事務所に情報  
連絡センターというところがありまして、今言いましたような関係機関が第1情報をキャ  
ッチしたら、それをまずセンターに全部集中的に伝達してもらおうという体制をとってい  
ます。それを受けた姫路河川国道事務所の連絡通報センターでは一斉にファックスで送信  
するというをやっております。併せて届いているかどうかの確認をすることと、専用の  
インターネットホームページを設置してしまして、なるべく迅速にリアルタイム情報を見  
ることができる体制をとっているところです。このようなことで、万一河川に有害物質が  
出たとき、あるいは油の流出などもあります。それ以上事故が広がらないよう、不測の  
ことが起きないような体制をとっているということです。

<スライド31 揖保川に関する基礎調査>

国土交通省が経年的に行っている主な調査を示しています。常にやっている調査とし  
ましては雨量観測、水位観測、流量観測、それから水質観測ということもあります。定期的  
にやっているものとしては、河川の縦横断測量、それから生物調査のようなものもあり  
ます。

<スライド32 雨量観測>

雨量観測につきましては、上流から下流まで全部で9地点ございまして、これはすべて  
自動観測で行っております。ちなみにこれはインターネットでも公開しておりまして、例  
えば携帯電話のiモードなどでも見ていただくことができます。

<スライド33 水位観測>

水位観測も13か所で行っております。そのうち7か所が自動観測となっておりまして、  
これも今言いましたとおり携帯電話などで見ていただけたところがございます。

<スライド34 流量観測>

これは流量観測箇所、水位観測箇所とほぼ同じ地点で流量観測を行っているということです。

<スライド35 水質観測>

それから、水質観測は7地点で行っております。山崎、龍野、上川原、ここが環境基準に照らし合わせて常時監視している地点で、水質の測定地点として定められたところです。ちなみに上川原地点では水質の自動監視システムがあります。

<スライド36 定期縦横断測量・河川水辺の国勢調査>

定期的に行っている調査ですが、先ほど言いました河川の中の縦横断の測量がございます。これはおおむね3年のサイクルでやっています。それから、河川水辺の国勢調査、これは魚類や植物、鳥類、底生動物等々の生物調査をやっているものです。平成2年に始めておりまして、大体5年でワンサイクルの調査が完了するというようにしております。例えば、平成4年から始めますと平成8年までにすべての項目が一巡するといった調査を毎年やっているということです。

以上、河川の維持・管理関係のお話をさせていただきました。

<スライド37 揖保川水利使用の推移>

それから、これはこれまでにお出した揖保川の水利関係の資料で間違った情報がありましたので、ここでお時間を借りて訂正させていただきたいと思います。前回の治水・利水・自然環境分科会で、田中丸委員よりご指摘のあった部分です。

委員の皆様がたに『姫路工事事務所のあゆみ』という本を以前に送らせていただいておりますが、その中のデータとして農業用水の水利権量が $26.941\text{m}^3/\text{s}$ から $17.417\text{m}^3/\text{s}$ に減少したという記述がありました。そんなに落ちているのかというご質問を受けたわけですが、確認しましたところ間違いが発見されまして、今、その訂正をさせていただこうと思っております。

正確には、 $26.9\text{m}^3/\text{s}$ ではなくてここにあります $17.42\text{m}^3/\text{s}$ というのが正解です。多少減ってはいてもほとんど変わらないというのが実際でした。間違った理由は、許可されている流量に慣行流量を足した合計でお見せしているわけですが、許可流量が $16.388\text{m}^3/\text{s}$ ありまして、それに慣行流量を $1.028\text{m}^3$ 合計するのですが、慣行流量の1.0のけたを一つ間違えて $10\text{m}^3/\text{s}$ にしていたという非常にお恥ずかしい話です。したがって、農業用水の水利権量はそんなに減っているわけではないということです。

<スライド38 揖保川における水利権と取水実態（農業用水）>

それから、その農業用水使用の実態についてご説明いたします。すべての場所の水利権量を合計した数値で書かれていないというのはこれまでもお話ししたとおりですが、兵庫県が水利使用者となっている8件の水利について、今ここでご紹介しています。これは水利権量と取水実績を示しております。この赤が水利権量で、ブルーが実際に取水した量ということです。

これは農地面積の推移で、平成元年に1910haあったものが平成14年度に1830haということで、14年間で80ha減っていますが、そんなに大きく減っているということではありません。

水利権量ですが、水利権の期間設定の中の最大値で権利設定されているものです。一方取水実績は、その水利権の設定期間内の平均取水量で示しております。見ていただいても分かりますとおり、水利権に対しまして取水量が小さい年と、超えている年とがあります。超えていなければならないのではないかとか、下回っているのは余っているのではないかとかという話がありますが、実はそうではありません。

まず、超えている分はよいのかという話です。この揖保川の利水というのは江戸時代以前から取水されてきている実績がございまして、その水利権は慣行水利権として認められてきました。この慣行水利権は、引原ダムが建設されたときに兵庫県のほうで法定化されました。その水利権量が確定したときに、今まで使っていた量よりも小さい数字で設定されたものがあるようです。つまり、赤の数字の水準が、必ずしもそれまで使っていた量に合っていないということが一つあります。

それから、水利権量より下回ったときは余っていたのではないかと話もありますが、それもちょっと誤解があると思います。例えば、たまたま水田に水を引くときに雨が降って取水する必要がなくなった場合は当然取水量が減るわけで、そういう場合は水利権量よりも小さい取水量になっているようなこともあります。

前回、ご説明した中で不足したものを追加させていただきました。以上です。

**中元委員** ありがとうございます。ただいま河川管理者のほうから揖保川の維持・管理の現状、日常の維持・管理、防災対応、基礎調査その他という項目でご説明をいただきました。これにつきまして何か質問なり意見がありましたらお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

会場のかたは少しお待ちいただけますでしょうか。

**傍聴者** 会場は発言権も質問権もないのですか。

**中元委員** 今は委員会審議の時間ですので、委員会の最後に傍聴の方に発言していただく時間がございます。

**傍聴者** そのあたりの流れをはっきりしてもらえませんか。

**中元委員** これまでの慣例でそういう順序で審議を進めております。

**傍聴者** 慣例というのは、前もって説明があればその慣例が分かるけれども、司会者にそれを説明してもらえないと、こちら側には分かりません。

**庶務** 庶務よりご説明させていただきます。これまでの流域委員会の進行といたしまして、審議を先に行いまして、その終了後に10分ぐらいのお時間を取りまして、その中で会場に来ていただいた傍聴者の皆様からのご発言を受け付けております。そういう流れでやっております。冒頭で、庶務よりご説明を十分に差し上げておりませんでした。失礼しました。

**中元委員** よろしいでしょうか。審議が終わったあと、全体的なご質問・ご意見を伺うことにしておりますので、そのときをお願いしたいと思います。

委員の皆さん、ご質問等ございませんでしょうか。特にありませんか。

### 3 . 提言に盛り込む内容について

**中元委員** それでは議事を進めていきたいと思えます。冒頭にも申し上げましたように、今日は前回の続きということになっております。前回はこのたたき台の目次で言いますと、 章の3まで終わりました。今日は4以降についてご意見を伺いたいと思っております。先ほども説明しましたが、前回のたたき台では4の河川環境に対する考え方だけで構成されていたのですが、そこに一つ、流域社会との関わりに対する考え方を入れてはどうかという話がありまして、今回そのご意見を踏まえて4、5と二つの節に分けて記述しております。

まず、この新しい目次の「4 . 自然環境に対する考え方」というところ、ページ数で言いますと13ページになりますが、これ以降について審議していきたいと思えます。前回は田原委員が全文を読み上げたのですが、時間の関係もございますので、今日は皆様方には前回読んだ部分もありますし、新しい部分は事前に配布しておりますので読んでいただいているということで、ご意見を伺っていきたくて考えております。読んでいるうちにいろいろと発想や考えが出てきたりするものですが、本日はそういうことで少しご容赦いただいて、ご意見を伺いたいと思えます。いかがでしょうか。まず、この4の自然環境に対

する考え方、こういう記述でよいかどうかということも含めてお願いしたいと思います。

特にありませんでしょうか。自然環境の部分につきましては、治水・利水・自然環境分科会で詳細な検討を行ってこられまして、それを踏まえた記述になっている訳ですが、特に問題点等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

**和崎委員** 今、(4)水質環境の考え方、15ページのNo.198をちらっと見ていたのですが、前回の議事の中でも全体的に専門用語的なところは補足説明のような形で入れましょうという流れになっていたかと思います。特にこのNo.198ですと、水質環境についてA類型ないしAA類型という形で記載されていたりします。こういう点については、当然補足説明があると理解して読ませていただいたらよろしいでしょうか。

**中元委員** そういうことですね。前回、この分科会でも全体の文章表現等についてなかなか分かりにくい、専門用語が多すぎて一般にとっつきにくいのではないかという話がありました。確かにそのとおりだということで、今日の9月25日版につきましては、8月版よりもだいぶ表現を変えているところがあります。しかし、中には今ご指摘のあったようなこともありますし、専門用語をどうしても使わなければいけないところが当然あるわけで、そういうところについては分かりやすいように脚注をつけたり説明したりするというようになっております。この部分についてはどうでしょうか。

**庶務** 執筆担当委員のかたで相談していただきまして、難しい言葉、専門用語につきましては注釈をつける方向で今準備中なのですが、本日の資料には間に合っておりません。完成版、次回以降につきましては、それが巻末なりについてくると考えております。

**中元委員** ということでよろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。特にありませんか。

それでは、新しく加えました「5.流域社会との関わりに対する考え方」に移りたいと思います。これは新しくできた節ですので、4つに分かれておりまして、1点目は「歴史文化のストックを生かしたかわづくり」をする、2点目は「一人ひとりが関われるかわづくり」をやっていく、3点目は「まちづくりと連携するかわづくり」。前回、まちづくりと連携してはどうかという強いご意見もありましたので、新しく作り出したところです。それから、これも話題になっております「畳堤の心」、これを踏まえて「『畳堤の心』からはじめるかわづくり」、こういう4つの項目に分けて記述をしております。これについて中身、表現、その他ございましたら、ご意見を伺いたいと思います。

流域社会との関わりにはいろいろな関わりがあるわけですが、例えば河川敷を利用する、

その利用者の立場、使用者の立場がございまして、河川敷というのは自然のもので、改修あるいは整備をすることによって自然が失われていくケースもございまして。したがって、そういう整備については細心の注意を払わなければいけない、あるいはやめるという意見まであるわけです。治水・利水・自然環境分科会でそのあたりをどうするのかということも話題になったようです。淀川などでは、そういう利用者と自然保護グループの考え方との対立というところも大きいです、意見の違いがあって、論議が今あるという話も伺っております。こういう点についても何か委員の皆様方のご意見がございましたら、この場でお聞きしたいと思います。はい、どうぞ。

**増田委員** ここに「かわづくり」という言葉が出ていますが、「かわ」はやはり三本川の「川」を書いていただくほうがよいのではないかと思います。

**中元委員** 平仮名ではなく漢字をとということですね。おそらく分かりやすく、柔らかくしたということだと思いますが、言葉上はちょっと見にくいかもしれません。はい、どうぞ。

**中農委員** たしか、流域社会分科会で流域社会との関わりについてまとめられていたと思いますが、項目立てはこの4点だったのでしょうか。以前、田原先生がうまく整理されていたものの概略になっていると思うのですが、随分ギャップが大きいような気がします。何かもっと内容があったように思います。こんな言いかたをしたら失礼かもしれませんが。

例えば「まちづくりと連携するかわづくり」という文章を見ても、何かちょっと内容が違うような気がしてありまして、逆に(4)の「置堤の心」の中に入っている水循環システムとか、この揖保川を流域とするそれぞれの町の、例えばその町の活性化であるとか、まちづくりと川との関係であるとか、全国的に例えば商店街と川を結ぶことによって商店街の活性化をしたとか、そういう事例などもけっこうあります。例えばここだったら揖保川を大きな軸としてその支流の水環境をネットワークしたようなまちづくりをしていったり、もっとそういう話があったように記憶しています。今日は資料を持ってきていないのですが、「まちづくりと連携するかわづくり」の内容も、物づくりとか、そういうものももっと含まれていたような記憶があるのです。

「置堤の心」というのは、どちらかというソフトな話だったと思うのです。100%洪水が出ないということはありませんが、前回も、置堤の高さを設定するにしても絶対に洪水が出ないような高さにしてしまうと、逆に流域の市民、住民から川が遠ざかっ

てしまう、やはりある程度のところで線を引かないといけないという意見がありました。もし万が一、洪水があったときに「豊堤の心」でもって防止するようなソフトのシステムをみんなでつくるとか、そういう話の内容だったと思うのです。正確な発言ができなくて申し訳ないのですが、ちょっとこの内容が違ったような印象を持っているのですが、ほかの先生がたはどうでしょうか。

**中元委員** わたしは直接この文章作成には携わっていませんでしたが、新しく起こした「流域社会との関わりに対する考え方」の節、これをちょっと説明していただけますか。多分ご本人が非常に簡単にまとめてお書きになったと思うのです。清書するときは、詳しいものも含めて恐らく表現されるのではないかという気はしているのですが、非常にサマライズして書いたと理解しています。そんなところでよいでしょうか。説明不足であれば、庶務のほうから説明していただけますか。

**庶務** 庶務より若干補足させていただきます。章の5につきましては執筆担当委員は田原委員です。田原委員よりこの部分の原稿をいただいたときに、内容的には若干まだ見直しの必要はあるかと思いますが、たたき台のたたき台のつもりで書きましたという説明がございました。

**中元委員** これだけをご覧になるかたは物足りないところがあると思います。先ほど中農委員がおっしゃったように、執筆者のもとの原稿は非常に詳しく分かりやすく書かれているということです。もう一度このたたき台を基にして清書するときには多分そのあたりも復元できるのではないかという気がしております。言葉足らずでこういう情報を出すのはやむをえないところもあり、ちょっと誤解を生むところもあるかなと思いますが、理由はそういうことです。それでよろしいでしょうか。

**中農委員** 「流域社会との関わりに対する考え方」にどれくらいの紙面を使うのか、何ページも使うわけにはいかないと思いますので、ある程度の制限もあるでしょう。ですけども、特に「まちづくりと連携するかわづくり」、それと「豊堤の心」のところの中身の文章はわたしは見直したほうがよいと思います。このままですとちょっと意味合いが違ふと感ぜられるところもありますし、随分中身がない文章になってしまったなという印象を持っています。わたしはこれは書き換えてもう少し足したほうがよいと思います。

それと、先ほど増田委員がおっしゃったかわづくりという表現、すべてにわたって「かわづくり」と付いていますが、逆にこれは必要ないのではないかと思います。例えば、

「歴史文化のストックを生かす」とか、「一人ひとりが関われる」とか、これは川づくりについての計画書ですから、あえて「かわづくり」というのは入れなくてよいのではないかと思います。

**中元委員** 分かりました。ありがとうございました。流域社会との関わりというのは非常に大事なポイントですので、おそらく、田原委員も元の原稿に忠実にまた再現するという含みがあったのではないかと思います。そういう方向で今のそれぞれの小見出しの言葉、その他も含めて再検討していったらどうかと思っております。

それから、先ほど申しました河川空間の利用と自然保護、河川の原形復帰という観点からも少しご意見をいただけたらありがたいと思うのですが、どなたかございますでしょうか。

**中農委員** それは流域社会の中で入れるかどうかですか。

**中元委員** 流域社会と関わりがあると思います。例えば、まちづくりとかにも関係しておりまして、河川敷でイベントをすることということも含めて考えていかないといけないと思います。そのあたりを記述しておく必要があると思っております。

**進藤委員** ちょっと外れてもよろしいですか。

**中元委員** はい、どうぞ。

**進藤委員** 先ほど中農委員のほうからいろいろご意見等ございました。わたしもその意見に賛成です。やはりこれからは河川と流域社会の関わりというのは重要な問題になってくるでしょうし、大切なことではないかと感じます。そのあたりの状況を考えたら、今のままでは薄いという気もするところです。

それと、「『豊堤の心』からはじめるかわづくり」ということが(4)に書かれています。先ほど河川管理者さんから揖保川の維持・管理の現状説明がありました。スライド5「河川管理施設の維持管理(堤防)」ということで豊堤の例をお出しになっています。平成13年度から事業されているということで、老朽化による補修維持作業の例として実施中ということでした。その一方で、この提言のたたき台の「 . 整備計画のあり方」の「1. 治水」のところ豊堤についての記述がございます。わたしは先日、治水・利水・自然環境分科会のほうを傍聴させてもらったのですが、そこで豊堤の話が出ていました。豊堤はハードな対応としての治水対策ではなくて、水防活動、つまりソフトウェアとしての治水対策であるという位置づけでこの部分を記述したいというようなことを道奥委員さんがおっしゃっていました。これに対するいろいろな意見も出ていたようです。

精神を残すのだということなのですが、ちょっと疑問に感じました。こうして補修工事をやっておられますし、精神だけ残すというのはどういうことだろうかと思いました。わたしは素人ですので、精神を残すために工事を実施しなければいけないのかなというように感じたわけです。工事を実施するという事はやはりハード面でも役に立つということではないかと思うのですが、そのあたりについて疑問に感じたところです。その証拠に、国土交通省姫路河川国道事務所さんから出されている、平成15年度の「話そうはりま」のパンフレット、この中に「揖保川の特殊堤防・豊堤 水害から町を守る」という記事も出ています。そのあたり一体どのように解釈したらよいのかと疑問に感じたところです。

必ずしも、今すぐこれについての返答をしていただかなくてもよいのですが、「『豊堤の心』からはじめるかわづくり」というのはぜひ残していただきたいなと思います。おそらく、将来的にすごく価値があるものだと思いますのでお願いしたいということです。以上です。

**中元委員** 心だけを残すとありながら、今実施されている工事そのものはどうなるのだということですね。豊堤の精神というのは、人と川と地域が一体になって河川環境を考えていくということで、ハードの部分も含めて、計画を進める中でこの心を大事にしていくということですから、工事そのものについてもやはり関わってくる問題ではないかと思います。網をかぶせているというふうに理解したほうがよいのではないかと思います。それであれば、そういう書きかたをすればよいと思います。個人的な考え方ですが、はい、どうぞ。

**庄委員** 「5.流域社会との関わりに対する考え方」、あるいは「6.流域の情報交流に対する考え方」、どちらに入るべきかなと思っているのですが、実は揖保川は各市町を結んで流れております。それぞれの地域には川に対するいろいろな調査をしたり研究されているグループがあります。それぞれのかたがこういうことをやっているというのはよく聞くのですが、それが隣とこういう交流をしたとか、上流と下流でこういう交流をしたというような話は案外聞いたことがありません。ですから、それぞれの地域で川づくりに対する考えをもっておられる人がいろいろいらっしゃいますが、それぞれを結んだものが案外ないのではないだろうかと思います。そういうネットワークをつくることも流域委員会からの提言としてあげてはどうだろうかと思います。以上です。

**中元委員** ありがとうございます。まちづくりと情報交流はオーバーラップした部分がかかなりあるわけです。上流・中流・下流の話につきましては、資料の 章

「5・連携による一体的な流域管理」という項目のところで出てくるのではないかと思います。これも大事な視点で我々の提言すべきことだろうと思います。これに関連して何かご意見ございますでしょうか。

流域社会との関わりについてもう少し議論を深めてもよいのですが、進行上このあたりで議論を終わることにしまして、次の「6・流域の情報交流に対する考え方」に移りたいと思います。

情報交流につきましては、あとの 章の5、それから 章にも関連してくるわけですが、ここで全体的な情報交流に対する考え方を掲げているわけです。3つの項目に分かれておりまして、一つ目は「揖保川流域が一つの社会単位として一体感を育む情報交流」をやっていくということです。先ほどの上流・中流・下流ということにも関係してくると思いますが、それを一つの社会単位として、歴史的にも文化的にもいろいろな関わりのある地域ですから、そういうものを踏まえたくて新しい揖保川をつくっていく。そのための基本ツールとして情報を置くということ。これが1点目です。

2点目は「知水」、治めるではなく水を知る、川を知る。そのための情報交流をしていくということです。川を知ることによって地域を知っていく。そのためにはここに書いてありますいろいろな情報交流のやり方があり、住民、事業者、自治体、あるいは河川管理者の間でそごのない情報を交流していく、そうすることによって川を知るという基盤が上がるのではないかと思います。これが2点目です。

3点目は、「緊急時の情報発信と管理システムの構築」。先ほども河川管理者のほうから防災システムの連絡網等の話が出ましたが、果たしてそれで十分なのだろうかという点も踏まえて、新しい緊急時の情報発信、管理をどうするのかということも掲げております。

情報交流に対するポイントを3つに分けて書いてあるわけですが、これにつきましてももう少し話を深めていきたいと思います。何かご意見がありましたらお聞きしたいと思います。いかがですか。はい、どうぞ。

**中農委員** 先ほど庄委員が言われた上流・中流・下流の話ですが、1つ目の項目にも、2つ目の項目「『知水』のための情報交流」のところにも関連しますし、情報のことは上流・中流・下流ということで非常に意識しておられます。やはり、先ほどの「流域社会との関わりに対する考え方」の中ではそのあたりが少し薄いですね。情報交換の上での連携も、それはそれで意味があるのかもしれませんが、やはりまちづくりのうえで、上流・中流・下流の連携というのを考える必要があるわけです。

例えば市川流域で言いますと、生野銀山の馬車道ということで市川沿いに走るものもありますし、それが飾磨街道へとつながっていきます。そういう市川流域ならではの「上流・中流・下流のまちづくり」、そういうものがもっとうまく展開していけばよいと思っています。ただし、現在のところ、市川の場合もあまり進んでいないようです。

そのような発想で、上流・中流・下流のまちづくりとの連携というのが当然あってもよいと思うし、揖保川流域だからこそ、それは提案できることだと思いますので、先ほどの「まちづくりと連携するかわづくり」の中にそういう内容も入れたほうがよいと思います。

**中元委員** 地域を一体で考えるときに、何をベースにするか、何を素材にして地域の一体感を考えていくかというのはキーポイントになると思います。銀山道などはそうだと思いますが、歴史文化と言いますが、そういう切り口からいけば非常に分かりやすい一体性が出てくるのではないかと思います。

同じ流域文化圏ということで、これは思いつきなのですが、揖保川の場合随分流域に古墳があり、下流から上流まで全域に点在しています。古代から人が住んでいた豊かな地域であったわけです。この間も、綾部山の39号古墳が非常に有力な氏族の眠る墓だということが分かってきました。上流のほうにも吉島や権現山などの古墳があるということで、例えばそういう歴史的なことをもう少し書き込んでいくこと、歴史遺産を現代に生かしていくという視点をもう少し具体的に書けば説得力があるかなという気はします。

**増田委員** 下流域の場合ですが、とにかく揖保川を中心にして発達してきたこの地域が姫路市に合併して、どうしても龍野市との連携が少なくなり、または揖保郡から離れたために、姫路市を中心とした我々の生活が揖保川流域から離れてしまったのではないかとこの自責の念もあります。そういう行政区域の意識がどうしてもありますが、やはり揖保川流域は揖保川流域の文化でいくのだ、歴史があるのだということを尊重していただけたらと思っています。

**中元委員** ありがとうございました。どうぞ。

**進藤委員** 先ほどのネットワークの話は、の整備計画のあり方の5で「連携による一体的な流域管理」の中に出てきます。時間の関係もありますが、先に進んでこのあたりを議論してはどうでしょうか。

例えばNo.512には「自治体、住民、研究者、NPO、ボランティアグループ等と河川事業者との交流ネットワークづくりを図る」という記述が具体的にありますので、そのあたりを併せて議論してはどうでしょうか。

**中元委員** 今は 章の中の4、5、6について議論しておりますが、ほぼいろいろなご意見は出尽くしたのではないかと思います。ほかにこれだけは言っておきたいということがあれば、もう一度ご意見を伺おうと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、大体ここまでが前半です。続いて 章に移っていこうと思います。では、5分ほど休憩しまして、10時30分から後半を始めたいと思います。

< 休憩 >

**中元委員** 先ほど、「流域社会との関わりに対する考え方」というところで、さまざまな意見が出てまいりました。田原先生のほうに、時間的な制約があるなかでまとめていただいたということで、不備はあるだろうけれどもこれをたたき台にして補足してほしいというご要望だったと思います。さきほど中農さんのほうからいろいろな意見やお考え、あるいはこういうように追加したらどうかという話が出てまいりました。そういうものを含めて、あらためて田原委員と相談されて新しく文書をつくり上げるということをお願いしようかと思うのですがいかがでしょうか。今回のたたき台で、この二つの分科会からは、田原委員と藤田委員長とが主に執筆されています。わたしも書かなければいけないのですが、そういう、今後の分担についてはまた後ほど話をしようと思っています。この部分については、本日の議論に基づいて充実させていってはどうかと思いますが、いかがですか。どうぞ。

**中農委員** 藤田委員長とも今話をしていたのですが、 章の「整備計画のあり方」も含めて議論して、 章のほうにそのあたりを盛り込むということもあります。一つの提案書として総合的に、全体の中でこの書き方はこれでよしとするとか、第 章の「整備計画のあり方」でもう少し詳しい内容を記述していくようにするのか、そのあたりは田原先生と相談します。

**中元委員** それは委員会内部の調整の話になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

議事を進めたいと思います。次は 章の5、資料の38ページから次の 章まで、この二つの項目について審議をしていきたいと思います。

先ほど、進藤委員のほうから話もありましたが、この部分と、さきほど議論しましたまちづくりや地域社会との関係は重複しているところが非常に多いわけです。考え方としま

して、前半は総論ですから、後に出てくることについてのポイントをそこで押さえる、それから各論については、今の 章の5以下で少し詳しく述べていくという構成になっています。そういうことを踏まえてご議論をいただきたいと思います。この「連携による一体的な流域管理」というところですが、ごらんになったように1から5まで小項目に分けてそれぞれ表記しております。

一つ目が、「流域の一体管理を行える連携体制の構築を図る」ということです。直轄区間より上部の河川や水源地帯、あるいは支流を含めて管理をしていくということです。それから、そのために、河川管理者は関係機関と共同で、より強力に連携し、情報交流できる恒常的な体制、連絡体制を構築する。先ほどの現状説明では、連絡網はできているという話でしたが、それでよいのか、もっと別のやり方があるかどうかということも含めて検討していくということです。

そして2点目が、「河川整備事業に反映させるための総合的な河川情報の交流を図る」です。「知水」とも関連があると思いますが、河川整備を考えるうえで必要な、例えば洪水予測、水質リスク、その他さまざまな河川技術に関する情報を住民、事業者、自治体に的確に発信できるような手段、シンポジウムの開催、ホームページの開設などを講じてほしいということです。それから、河川管理者は県、市町と協力しつつ、住民・NPO、事業者などとの多元的・総合的な情報交流のための恒常的な支援体制の構築を行う等々が書かれております。

3点目が、「住民参加の川づくり体制を目指す」です。これも前半の議論の中でも出てきたテーマとも重なりますが、揖保川に対する関心の醸成を図るため、学習の場としての河川の活用、各種イベントの実施、河川生態系の観察などの行事を強力に支援すること。住民が常に河川管理に関心を持てるように努めること。それから、自治体、住民、研究者、NPO、ボランティアグループ等と河川事業者との交流ネットワークづくりを図る。これが、住民参加の川づくり体制という点です。

4点目が、「災害時の迅速・的確な情報提供を図る」です。ハザードマップの作成と、それに基づいた関係自治体との共同による、この共同は「協働」でしょうか、対策訓練をたえず実施し、災害等の緊急時に備え地域が一体となって安心できる揖保川を目指すということです。

5点目が、「持続的な流域連携の仕組みを構築する」です。今回、このような流域委員会というものができましたが、そのあとも同じような体制、委員会であるのか、あるいは

だれがつくるかは別にしてニュースレター等の恒常的な発信、ポスト流域委員会に相当する組織や体制を整備していく。これが、永続的に流域の連携を図る仕組みを作り上げていくということにつながるということです。

この五つの点について、一体的な流域管理をするための提言をしているわけです。これについて、それぞれご意見をお伺いしたいと思います。どのポイントからでもけっこうです。意見があればお聞かせいただきたいと思います。

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

**増田委員** 学校教育にとどまらず地域全体の教育、「学習の場」という言葉が入っています。私は、実は網干高校の地域の勉強会を年間10時間ほど担当しております。それぞれの分野について地域の有識者のかたに学校で話をしてくれませんかをお願いをしています。仮に宗教であれば宮司あるいはお寺の住職をお願いできるのですが、この揖保川について話してほしいと言われた場合、なかなか講師が見つかりません。そういう意味で、地元でそれが説明できる人がいない訳です。私に代わってやるようにと言われることもあります。私も十分な説明ができる程ではありません。そういう面で非常に不自由しているということがございます。

**中元委員** 確かに地域学習などをする場合、今は総合的な学習の時間というのがありますが、なかなか講師が見つからないということがあられるようです。学校の先生がやればよいと思われるかもしれませんが、学校の先生もスーパーマンではないのでできないというような事情もあります。学習の場として使うというのは非常によいスローガンですが、現実はどうするのかという問題になると、難しい面が残されているというお話だったと思います。そこまで流域委員会が提言をするかどうかということも問題点ではあります。流域委員会にいられている先生がたなど、皆さんそれぞれの専門家ですから、そういう人をお願いするというのもあるのではないかなとは思いますが。

**進藤委員** 「(3)住民参加の川づくり体制を目指す」のNo.512のところですが、先ほども言ったのですが、「自治体、住民、研究者、NPO、ボランティアグループ等と河川事業者との交流ネットワークづくりを図る」のところ、地域の活性化というか、経済の活性化という側面から見た場合、やはり企業も河川整備に参加する機会を与えるということを含めるために、「企業」という言葉を、住民の後に入れるとか、そのあたりの意識を高めるための言葉を入れてほしいです。

例えば、みんなで協力した身近な環境改善といわれているグランドワークがあります。

静岡県三島市などで市民・企業・行政三者のパートナーシップで公園づくりや河川づくりをやっていこうという先進事例がありますが、これはもともとはイギリスのシステムです。そういうところでも、やはり企業から協賛金を募ったりということをやっています。将来的に、揖保川やその支川でそのような活動を行う場合に、企業が重要な立場になってくると思いますので、そのあたりを少しご配慮願えたらと思います。

**中元委員** もちろん企業も地域社会の一員に入りますが、企業ということを書くか書かないかでイメージはだいぶ違ってきます。それから企業のほかにも何か入れる主体があるのであれば、それも一緒に入れてはどうかと思います。

川と企業を考える場合、河川の水質汚濁というイメージがありましたが、今はそういうことではなく全体的にだいぶ変わってきているということもありますし、やはり地域全体の発展・活性化ということを考えると、企業抜きでは考えられないということもあります。そういう意味で、ここに入れることによって企業の意識改革もできるでしょうし、参加意欲も高めることができるのではないかとご意見だろうと思います。

**進藤委員** 表現として「企業」の代わりに「事業者」という言葉を使うこともあります。そういう言葉でもけっこうです。財政状況が今でも悪いですし、民の力でやっていけるところも出てくると思いますので、そういう場合にやはり重要な立場になってくると思います。

**中元委員** No.506の情報交流に関連した記述のところに、「住民、事業者、自治体」となっています。ほかのところもこういう形で入れていってはどうかというご指摘だと思います。そういう方向で入れるように検討していけばよいと思います。

ほかにかがでしょうか。はい、どうぞ。

**正田委員** 「地域ごとの治水のあり方」のNo.337です。置堤に関する問題です。龍野地区まちづくり協議会の中では置堤に対する関心が非常に高まっております、それとともに増田委員のご意見にもあったのですが、今、置のサイズが京間になり、合う置があるのかというようなご心配もいただいています。サイズだけの問題でなく、置の数が十分あるのかという心配がありまして、置の確保がいるのではないかという意見が出ております。水防センターにかなりの数の置が用意しており、左岸の問題は大体それで解決するかと思います。右岸側の手当としては、ほとんど全くないといってよいのではないかとご心配が右岸側の住民から出ています。古いお寺が壊されると古い置が出てくるので、あれを置いておいてもらおうという身近な話もありますし、これから新たに置を補充

するとなると畳よりパネルか何かでつくったもののほうがよいのではないかと、随分具体的な心配が出ております。

そういう中で、ここの提言の表現を見ますと、「畳堤の洪水制御機能を過剰に期待」しては危険であるとか、あるいは「水害に対する龍野地区の考え方を表示する一つのモニメントであり」という表現がされており、川に親しむ住民のメンタルなことは肯定されていても、本当の水防的な機能はあまり期待してはいけないようにも取れる表現だと思えます。このあたりは、一体どういうふうに理解したらよいものか。むしろ、これは河川管理者に対するご質問になるのかと思いますが、もう少し明らかにしていただきたいと思えます。

**中元委員** 確かに、畳そのものは、全部入れる分の100%は充足していません。大きさの問題もあるし、そこをどうするのかということがございます。まず第一に、機能そのものはどうかということですが、ここにいらっしゃる委員の先生がたは専門家ではないので、力学的にどうだという話はなかなかできません。皆様方のご心配はその一点に尽きるのではないかと思います。そのあたりについては、こういう意見があったということで、治水、利水がご専門の委員のかたに情報を教えていただいたうえで、新たな記述をしていくという作業になろうかと思いますが、そういうことでどうでしょうか。はい、どうぞ。

**中農委員** わたしも、今話をされた正田委員と同じことを聞こうかと思っていました。畳堤というのは、実際これまでの歴史の中で効果があったということではないのでしょうか。治水上効果があったから、逆にいえば、これが今の時代にも受け継がれてきたということだと思います。ですから、先ほど進藤委員も言われていましたが、やはり畳堤は機能上も基本的には残す。逆にいえば、畳堤がない場合にはそこまで堤防を高くするか、コンクリートの壁を打たなければならないということだと思います。そうすれば、ますます川が地域住民から遠ざかってしまうわけです。できるだけ川は見えたほうがよいわけですから。普段は畳が入っていないわけだから、川面もできるだけ見通せるような状態であり、水が増えてきたときに畳を入れるということだと思います。

国土交通省のかたは、技術的に畳堤の効果をどう評価されているのか、そのあたりをお聞きたいと思えます。

**進藤委員** 先ほどわたしが聞いていたこともそれです。今、手元にありますが国土交通省のパンフレットも「水害から畳堤」「揖保川の特殊堤防」ということが書いて

あります。これを一般市民が見たら、おそらく畳堤は水害の防備に役立つと思うでしょう。また、極論を言えば、今やっている補修工事は無駄で、そのために費用を使っているということになります。わたしはそういうことを聞いたかった訳です、役に立っていないものの補修工事なぜするのかということについてです。これは極論です。精神を守るだけであれば、きれいにするというのももちろん必要だとは思いますが、いちばんの問題はそこだと思います。そのあたりをはっきりさせて教えていただきたいと思います。

**中元委員** 畳堤は、全国3か所ありますが、実際にどういう機能を果たしてきたのかという具体的なこと、あるいはそれに関する情報がありましたら、河川管理者のほうからお願いします。

**河川管理者** 確かに、畳堤は今補修しています。それは、決して無駄なことではございません。畳堤の部分は堤防そのものではありませんが、洪水時に今の堤防の高さを超えた水位になったときに、水防活動の一環として堤内地を守るために使ってもらおうということで設置しているものです。したがって、今後もそういう機能を果たしてもらうために補修しているということです。ですから、堤防の構造物本体そのものではありませんが、水防活動に活かしてもらうためにつくった施設として、今も補修しているということです。

機能としては、きちりとした堤防をつくれれば、それがいちばん確か間違いがないわけですから、そういう意味でこの文章は書かれたものだと推察しております。ちゃんとした堤防をつくるのがいちばん安全ではあるのですが、地域のかたがたの思いで50数年前に現在のような整備がされたということです。ちなみに、畳堤が実際に使われた実績、つまり洪水が発生して畳をあそこに入れたという実績は、揖保川の場合まだありません。

**増田委員** この畳堤について、わたしの友人に建設省に当時勤めていた者がいますので、君が姫路工事事務所にいたときにできたのだろうと聞いたら、そうだと言っていました。畳堤の精神は非常に大切だけれども、畳のサイズがだんだん小さくなったりして、これに対応をしていかなければいけないと思うのだがと私が話すと、同感だということでした。あれを発案されたかたも生きておられて、後々まで皆さんが大事にしてくれることを喜んでいるということも聞いております。これをもっとりっぱなものにしていって、私どもの下流のほうでも利用できるようにしていただけたらと思っております。

**中元委員** 畳堤の機能について、河川工学上どうかというデータはないのでしょうか。

**河川管理者** 実際に使ったことがないものですから、どれくらい耐えられるものか、洪水が長期間継続すれば畳が耐えられなくなるということがないとは言えません。先ほど言いましたとおり、きちりとした堤防をつくるのがベストなのですが、そうではなく、前が見通せるようにということで、それに代わるもの、水防活動として畳堤を整備することを選択されたということです。そういう選択肢を地域のかたが選ばれて、我々もそれに賛同し整備したということだと思っております。

**中元委員** 畳堤についてはいろいろな思いがあり、流域の人たちもいろいろな思いを持っておられると思うし、同時に、現実的にどうかという疑問も確かにお持ちだろうと思います。ここの部分は、こういう考え方で畳堤をつくってきたという精神を、畳堤をつくるということだけでなく、すべての河川工事に応用して、これからの新しい工法を考えていったらどうかという提案になっていると思います。そういう方向で押さえていってはどうかと思います。

話は戻りまして、章5について、ほかに何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

**庄委員** No.503、「直轄管理区間より上流部の河川や水源地帯、支川を含めた、流域の一元的な管理を実現する」という文章がありますが、これについては5ページにも国、県、市町の河川、上下水道、農林、水産、都市、道路というような言葉で網羅してあります。文章で収めればこれだけになるかもしれませんが、直轄管理区域外のことについて、この流域委員会であまり討議を深めてこなかったのではないかと思います。

源流域、それから揖保川の集水域は波賀町、一宮町になるのですが、波賀町は全部が国の管理区域外ですし、一宮町も上流部のほとんどは国の管理区域外です。しかし、河川は大変たくさんありますので、そういう河川の管理を一括した管理体制というものを提言の中にできるだけ具体的に盛り込んでいただけたらと思います。

実は、今日、本を持ってまいりました。「いちおし」という変な名前なのですが、9月15日にできた本です。一宮町の自然、社会、文化などを網羅した本を8回に分けて出す予定ですが、その創刊号です。3ページをごらんいただきたいと思います。藤無山、三久安山、阿舎利山、それから一山、東山が藤無山を中心として左側にあります。右側には、笠杉山、段ヶ峰、千町ヶ峰、暁晴山と、一宮町あるいは波賀町を取り巻く山々は全部1000メートルを超す山々です。そういう山々を管理するうえで、いろんな大変な問題があるかと思うのですが、揖保川流域として考えて、管理体制を整えていただきたいと思っています。

これだけの山ですので、たくさんの支川があります。その支川には、すべてアマゴが棲んでおります。しかしながら、近年、山の中に入っていきますと、コンクリート三面張りの工法がたくさんある川が目立ちます。そういうことがありますので、環境から考えて、管理体制を一体化するということができるだけ具体的に提言の中に盛り込んでいただけたらと思います。以上です。

**中元委員** 河川工事は、国土交通省がやる場所、県がやる場所と、地元市町がやる場所と、いろいろ分かれています。それぞれのところで工法が違ってくれば、やはりまずい点が出てくるのではないかとということだと思います。河川の工法なども含めた情報交換をして、できるだけ同じような工法を取っていくという体制が望まれるのではないかとご指摘だったと思います。

今、国土交通省と県とそれぞれの市町で、工事のやり方について情報交換などはしているのでしょうか。

**河川管理者** 当然、揖保川全体として、どれぐらいの雨が降ったときに耐えられるようにということで、整備の考え方についての情報は通っております。工法という言葉が分かりにくいのですが、それぞれの区間でそれぞれの目標に従って適切な工法を採用しているということでございまして、基本的には堤防がないところは堤防を整備したりしているということだと思っています。例えば、下流のほうで堤防をつくるから上流部には堤防はいらないということを言っている訳ではございません。さらに付け加えますと、県の管理区間の中は上流ですので、どちらかというと川のほうが周りの地盤よりも低いところがほとんどだと思います。そういう意味では、整備が必要なところが、我々国が管理している区間よりもはるかに少ないのではないかととも思います。

**中元委員** ありがとうございます。ほかに何かご意見はございますか。

それでは、「連携による一体的な流域管理」という項目につきましては、今いろいろな意見が出てまいりましたが、そういう意見を踏まえたうえで、もう少し詳しく記述していくという作業に移りたいと思います。

続きまして、 章、「整備計画策定時の住民意見反映のあり方」というところです。新しい河川法では、工事に住民意見を反映するというようになっております。いわば、この部分が最後のポイントとして重要なところです。情報交流分科会で、この点について話題程度には出ましたが、深めた話にはなっていなかったという気がします。そういう中で、いろいろな集いでの意見を踏まえたうえで、こういうことが必要なのではないかとこの

とを箇条書きにしております。非常に不十分なもので、当然これは書き換えていかなければなりません。

このたたき台のポイントは、1点目が、これまでに議論された意見は当然ですが、会場からのご意見や外部からの手紙など流域の人たちの意見に加えて、3地点で開催した「揖保川を語り、生かす集い」の意見、それから、今後、シンポジウムなども開く予定にしていますので、それらの意見も踏まえて可能な限り整備計画に反映しようという提言です。

2点目は、シンポジウムをするわけですが、これまで「語り、生かす集い」を3か所で行って来て、果たして3か所だけでよいのだろうか、もっとするべきであるというご意見もこの会の中から出てきました。例えば、引堤計画がある場所、あるいは中州や河川敷の整備、井堰の問題、それから新しい施設計画がある地点、このような個別の問題に対して、地域あるいは地域の人たちがどのように考えているのかということ、もう少し詳しく知る必要があるのではないかとということです。そういうことを踏まえたうえで、計画を策定してほしいという提言です。

3点目は、「河川管理者と流域委員会との連携により、よりよい整備計画策定に向けた住民が参画できる催しを企画・実施する」ということです。シンポジウムなどを開催し、これからの整備はこのようにやるのだという情報を地域全体に流していく場をつくってほしいという提言です。

この3点を書いています。もう少し詳しく書かなければいけないと思いますが、この3点についてご意見と、もう少しこれも入れたらよいのではないかとということがあればお話ししたいと思っています。いかがですか。はい、どうぞ。

**増田委員** 私は、昭和17年に引原ダムの測量をするので草刈りに行ってくれと言われ、同級生と一緒に自転車で引原まで草刈りに行ったことがあります。その次の年、昭和18年の春休みには、栗栖の奥の大きな池の堤防をつくるので、土盛りに動員されて行きました。三方のほうにはあまり行ったことはありませんが、引原や栗栖のほうへは、そういうことで行った思い出があります。そのときの説明では、我々学生にいろいろと美しい気持ちになるような話がされまして、報国の一心で手弁当を提げて汗を流しました。

現在、それから約60年、世の中も非常に変わっております。No.602に、「上流、中流、下流」ということも書いてありますが、上流とは何ぞや。水を与える側。中流とは何ぞや。水を利用する側。下流とは何ぞや。水を終末処分するところ。そういう感覚を、私はつぶ

さに持っています。しかし、この感覚、ものの考え方というのはがちりと一本ではないのです。ですから、やはり一本で物事を考えてほしいといわれても、住民の側はそうではないということを心にとどめていただきたいと思います。

**中元委員** 何か具体的にこれに書き加えるということになれば、どういうポイントを書き加えたらよろしいでしょうか。

**増田委員** 文章までは、今思い浮かびませんが感覚として申し上げました。どう文章で表現するかということは、考え直させていただきます。

**中元委員** ほかにどうでしょうか。

整備計画をつくるまでのやり方、考え方には、いろいろな方法があって、シンポジウムを開いたり、フォーラムを開いたり、集いを開いたりして、その中から出てきた考えを整備計画に反映していくということです。章の(5)とも絡んでくるとは思いますが、「ポスト整備計画」ということもあると思います。そのポスト整備計画についても、やはり住民意見がどのようになっているのかということ把握して、その後の改修計画あるいは地域づくりに反映していく必要があるのではないかと思います。この章の中で、章の(5)と重複するかもしれませんが、そういうことについても少し言及していったほうがよいかなという気がします。そのあたりはいかがでしょうか。

こんなポイントでよろしいでしょうか。住民意見をどう反映させるかということは、それほど細かくあれこれいう必要はなく、「きちんと反映しなさい」と一言で言えば済む話なのですが、そこをどのように書いていくかということです。ご意見がなければ、これを軸にしてもう少し形を考えて記述をしてみたいと思っております。

ここまで、主に我々の分科会が検討すべき点についてご意見を伺ってきたわけですが、最初に申し上げましたように、章に審議未了の部分があります。章の5節の前まで、目次で言いますと「 . 整備計画のあり方」の「1 . 治水」「2 . 利水」「3 . 自然環境」「4 . 河川空間の利用」のところですが、18ページから37ページまでについて、全体的なご意見を最後にお伺いしたいと思います。

この部分については、それぞれの分科会で専門の委員のかたが意見を述べられ、その発言要旨につきましてもお手元にあると思います。そういうものも参考にしながら、ご意見がございましたら、お伺いしておきたいと思います。いかがでしょうか。先ほどこの中から置堤についての意見が出てきました。ほかにはございませんでしょうか。

**中農委員** この整備計画のあり方のところは、非常によく整理されているなど

というのが最初の感想です。この案をつくられた委員の先生は、非常に力を入れてしっかりとまとめられているなという印象です。

少しだけ提案したいと思います。一つは、治水のあり方として、まず河道での対策、川の水はけをよくするということがあります。それともう一つは、流域の水の貯留能力を高める、一気に川に水が流れ込まないような地域の対策が必要だということがあり、大きくはこの2本立てで、この提言はできています。それはまさにそのとおりだと思いますし、それでよいと思います。

23ページの「(5) 治水事業に関わる部局間の連携・調整」で、各部局の治水に関わる連携のしかたについて列挙してあります。この中に、先ほどの流域の浸透・貯留能力を高める対策が抜けているように感じます。1) 直轄管理区間と地方自治体管理区間の連携、2) 森林部局、そして次のページの3) 砂防部局、4) 農業部局・農業従事者、5) 下水道部局、6) 都市部局・環境部局の中にもなさそうです。7) は民間活動団体との連携についてです。

私は、6) 都市部局・環境部局の中で表現されている「流出抑制型のまちづくり」は非常によいことで、雨水などが一挙に川に流れ込まないような「流出抑制型のまちづくりのためには、都市部局事業と河川事業との調整や相互協力はかかせない」、まさにそうだと思います。

それから、「氾濫を前提とする治水においては建物をはじめとする都市基盤施設の耐水化も課題である」の「耐水化」という表現は、ひょっとしたら公共施設に貯留槽を設けて雨水をいったんためるといような話や、少なくとも敷地内に降った雨は側溝を通じて一挙に川に流さないようにして、地下に雨水を浸透させるようなつくり方にするというような意味合いでいっておられるのかもしれませんが、そのあたりはよく分かりません。

治水の二つの柱の一つである流域の浸透・貯留能力を高めるということを入れるとすれば、6) 都市部局・環境部局のところだと思います。道路や駐車場の舗装でも浸透型の整備にしていくとか、東京などでは当たり前に行っていますが、少なくとも公共施設については何トン以上の貯留槽を設けようとか、民間の建物であっても、ある一定規模以上のものであれば貯留槽を義務づけるとか、そのあたりのことをここで入れるべきではないかと思います。

**中元委員** ここでどうするということはいえませんが、今の中農委員のご発言について、重要なポイントであろうかと思しますので、治水・利水・自然環境分科会上

げるようにして、この記述の補強をしていってもらいたいということでもよろしいでしょうか。

**中農委員** はい。それが1点です。次に、29ページの「3. 自然環境」です。土砂が河原に堆積してきて、昔のれき原がブッシュ状態になり、もともとの揖保川の原風景がなくなっています。あるところでは、河原の土を除去して元の河原の形態に戻していくということがここに書いてあります。それは非常によい取り組みだと思います。

31ページの「(3) 流域での取り組み」の中に「1) 水量・土砂の適正化」という項目があります。やはり、いくら土砂を河原から取っても、上から土砂がまた流れてくるといことになると、いたちごっこのような形になります。下から3行目に、「そのため、適正な水量・土砂の流れが戻らない限り、河原の切り下げなどの整備では対処療法にとどまってしまうことが予想される」と書いてあります。そこで、わたしが言いたいのは、土砂流出を抑制する手だてをここに入れるべきではないか、入れたほうがよいのではないかとということです。

これは、実際に愛知県の矢作川で、矢作川方式といって、流域の宅地開発であるとかいろいろな開発がありますが、その開発のときにしっかりと土砂をためるものをつくっています。こういうことを言うとしかられるかもしれませんが、国土交通省の開発行為の基準というのは、最低限の基準になっていると思います。開発者は費用的な負担も考えなければいけない訳ですが、従来から土砂の堆積は全国の川で問題になっています。土地開発をした場合、雨が降ると土が川の中に流れてきます。その土をいかに川に入れないようにするかということは、全国の川の流域で皆さん頭を痛めている問題です。それを先駆的にやったのが矢作川で、いろいろな枝を束にして、できるだけ土砂が流出しないような工法を考え出しました。粗朶(そだ)工法か何かだったと思いますが、こういった土砂流出の抑制も、流域での取り組みの中で明確に入れていただければどうかと思います。

**中元委員** ありがとうございます。最終の提言を書く際に、今のポイントも付け加えていくということを分科会から要望しておきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。特にありませんでしょうか。

**中農委員** もう1点あります。これは、藤田委員長のほうでとりまとめられると思うのですが、提言の中で、治水や水環境面で流域のまちづくりとの関わり合いがありました。これは揖保川ですから、あえて、例えば龍野市のまちづくりについて言及する必要はないという話に最終的になるのかもしれませんが、わたしもこれまで行政の経験もあ

りますし、実際に川づくりのボランティアもしてきた経験の中で感じているのは、市町村の人たちはやはり国に対して遠慮しているところがあり、やはり上位機関という意識があります。最近では随分変わってきていると思いますが、なかなか流域の市町から国に対して、揖保川をもっとこうしたい、ああしたいとか、揖保川の支流をうまく使って町の水辺の遊歩道を整備したいとか、商店街と揖保川で連携して商店街をもっと活性化したいとか、そういうところまでなかなか提案できてないのではないかと思います。そういう意識のある市町は当然あるかと思うのですが、どちらかということこれまでの日本の歴史の中では非常に厳しい面があるのではないかと思います。

できるならば、こんな言い方をすると市町の人にしかられるかもしれませんが、揖保川からそれぞれの町に揖保川への取りかかりの枝を出してやる、市町の人もそれをネタに揖保川と自分たちの町との関係に取り組むチャンスになるのではないかと思います。実際にたくさんの町があるわけですから、揖保川河川整備計画の中で細かなところまでできないとしても、流域の市町村とまちづくりネットワークとかいったものを、計画書の中で提案できるような内容があればよいのではないかと思います。

従来の考え方でいけば、河川整備ですから河川の中だけやっておけばよいわけです。でも、今の社会は単独で物事を考える時代ではなくなっています。やはり周辺、隣り合うものとの関連が当然あります。そういうところも含めた揖保川の河川計画がつくれれば、流域の中で揖保川の存在がますます重要になり、みんなが本当に大切だと思ってくれるのではないかと思います。

当然、いろいろな連携組織をつくるわけですから、その中で話し合えばよいといえばそうかもしれませんが。しかし、河川計画の制度の中で、今の中身は、治水、利水とか、河原の利用のしかたはどうするか、自然環境はどうするかという話です。もう少し流域の、揖保川の境界線を超えたまちづくりとの連携のようなもののヒントを河川整備計画の中で芽だししてもらえれば、もっとよい計画になるのではないかと思います。

**中元委員** 今のご意見は、自治体の地域づくりの芽を育てるための仕掛けをこの提言の中に入れてはどうかというお話だろうと思います。このたたき台の中にも、自治体、事業者、住民の連携ということが書かれています。ここをもう少し今のご意見に沿って詳しく、何か具体的なものがあれば付け加えていくことにする、あるいは 章の「整備計画策定時の住民意見反映のあり方」も関係します。これは地域住民のことを中心に書いているわけですが、この中に自治体の考えを地域の考えとして反映させるということも入

れていけば、今のご意見をある程度生かせるのではないかと思います。そういう方向で若干検討してみればよいのではないかと思います。

**和崎委員** 一つよろしいですか。

**中元委員** はい、どうぞ。

**和崎委員** 恐らく自然環境のどこかに当てはまるのではないかと考えていますが、森林と川との関係については、皆さんのご意見できっちりと記述されていると思いますが、以前にも委員会で発言させていただいた川と海の関係に関しては、今回のこの提言の中に見当たらないなという感じがしております。揖保川流域だけに影響を与えているのではなく、前方の播磨灘の生態系にも深い影響を与えていたり、生活という面では、内陸のゴミが家島に押し寄せるといったような環境問題をも引き起こしていると聞いています。提言のどこかに海との関係を記述していただき、全体としての整備をしていくことも重要なポイントではないかと思います。ご検討のほどお願いします。

**中元委員** ありがとうございます。自然環境の中か、あるいは流域社会の中に記述をしていくほうがよいかと思います。ありがとうございます。

ほかに意見はございますでしょうか。

これは委員会の中の事務的な話になろうかと思いますが、先ほど、最後の 章をもう少し分厚い表現にしなければいけないと申しましたが、その記述も含めまして、 章の「5. 連携による一体的な流域管理」の提言文案についてだれが書くかということを決める必要があります。これまでは、田原委員、それから藤田委員長が中心になって書いてこられたわけですが、この部分について、やはり二つの分科会の中でも協力して書いていく必要があるかと思います。先ほど、中農委員がいろいろな提言をされた部分については、中農委員にも執筆をお願いできればと思います。主執筆者と相談されながら書いていただけますでしょうか。

あとの情報交流分科会に関するところですが、これは藤田委員長とわたしと田原委員が相談して、執筆していくということを決めて進めたほうが早いのではないかと思います。もちろん委員のかたがた皆さんに書いてほしいわけですが、「わたしが書く」という人がおられれば受け付けます。積極的にわたしが書きますというかたがおられればお任せしたいのですが、もしなければ、今言った3人で相談して書くということで、ご了解いただけたらありがたいと思います。委員長、いかがですか。

**藤田委員長** はい、けっこうです。

**中元委員** では、そうさせていただきたいと思います。

少し時間がありますので、提言をまとめた後、地域社会に対する情報提供、広報のしかたについても少し考えておきたいと思います。いろいろな方法がありますが、例えば記者会見をどこですとか、あるいはニュースレターで十分ではないかとか、またもう少し幅を広げて記者会見をしたりニュースレターで出すと同時に、一般向けの説明会をそれほど大規模でなくても開催するとか、いろいろな方法があるのではないかと思います。どのようにすればアピールできるのかということについても少しご意見を聞いていきたいと思えます。

これらの点について、何かお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思えます。どうでしょうか。

**和崎委員** 硬めのシンポジウムや意見交換会、記者会見というと、地域の話題として華々しい効果を上げるのはなかなか難しいかもしれません。時期的な問題もありますが、どうなのでしょう。

**中元委員** これはいつごろになりますか。整備計画を策定する前ですので、秋頃ですか。

**庶務** 時期的なものを含めまして、どの段階でということを決めていただく必要があると思えます。現状では、今まとめておられます提言を河川管理者さんに提出し、それに対して河川管理者さんより整備計画の原案が提示されて原案審議に移っていくということになっています。そのどこの段階でということになってくるかと思えます。

**和崎委員** 提言の前ですか。

**庶務** 時期的なものは計りかねますが、今の流れで行きますと、今9月の終わりですので、10月ぐらいに提言の案がまとまり、おそらく委員会が再度開かれてそこで確定するのではないかと考えております。

**和崎委員** タイミング的にうまく当てはまるかどうか分かりませんが、子供たちが揖保川の研究や勉強を以前から流域ではよくやっておりますので、そういう子供たちを集めた発表会形式のものをシンポジウムと一緒にやってみて、「将来の揖保川を語る」というようなイベント形式のものを考えていくと、地域性や話題性が高くなるのではないかと感じております。

**中元委員** 分かりました。こういう提言が出たとき、慣例として記者会見をするのが最初のやり方です。やり方の問題もあるのですが、中身も問題になってくるわけで、

メディアというのはなかなか気まぐれなところがありますから、面白いものがあれば大きく報道し、社会的な認知度も高くなってきます。しかし、この提言の骨子、最大のポイントは何なのかということが、まだ浮かんでこないというところがありまして、全体としてはきちんと書かれているのだけれども、この提言の中で何かこれは面白い、意義があるなということがあれば、それがすなわちニュースなのです。ニュースとしてどういうところにポイントがあるのかということ、もう一回提言をまとめるときに考える必要があるのではないかと思います。

それは、分科会で検討するのか、委員会で検討するのか分かりませんし、検討しなくても、だれか発表する人を委員長が決めて、そのときにすればよいという考えもあると思います。そういうことを考えながら、また同時にもう少し幅広い意見発表会などで、わたしたちはこういうことをやりましたとメディアだけでなく流域の人たちにも発信をしていくということも、加えていけばよいと思います。同じ日にはできませんが、何日かおいてやっていくというやり方も一つかなと思います。それが単にセレモニーになってしまうのであれば、お金もかかることですやらないほうがよいのですが、効果があるやり方が見つければ、そういうことも検討してよいのではないかと思います。具体的に何をするのか今は思いつきませんが、そういうことも含めて、もう少し検討してもよいのではないかと考えています。はい、どうぞ。

**進藤委員** 大切なことだと思いますので、もう少し検討したほうがよいと思います。

先ほど、中農委員がおっしゃっていましたが、河川の中だけのことばかりを話題にするのではなく、例えば豊堤が整備されたことなどは、当時としてその一線を越えていたものだと思います。河川内のことだけではなく、町と川を絡めていく必要があると思います。例えば、飛躍的な考え方かもしれませんが、全く河川と関わりのない、例えば商工会議所、商工会のような商工業者のかたにも呼びかけて自発的に来てもらうとか、そういう格好での何かを考えていってはどうか。せっかくこの春「揖保川を語り、生かす集い」をやったのですから、その経験に基づいて、失敗も多分あったと思いますが、これを一つのステップとして次に上乘せしていき、だんだんよいものにしていくということで検討したほうがよいと思います。

**中元委員** 分科会は今日で終わるわけですが、次は全体の委員会があります。委員長のご判断もあろうかと思いますが、委員会の議題の一つで、提言の発表のしかたに

ついて少し検討し、皆さんがたのご意見ももう一度伺う。いろんな分野の専門の先生がたが委員におられますので、その人たちを巻き込んでいく必要もあると思います。委員長、いかがですか。

**藤田委員長** 最後の39ページのNo.517のフレーズには、「ポスト流域委員会」という考え方も入れておりますし、そのすぐ下のNo.601では、「今後計画されるシンポジウム」ということも書いてあります。内容につきましては、先ほど進藤委員もおっしゃったように、もう少し中身を詰めたらどうかということは当然だと思います。

それからもう1点は、大事なことは、今ここで提言でまとめていることも、どちらかといえば、具体的なものがなく議論をしているところがなきにしもあらずです。それに対して整備計画の原案が出たときには、かなり具体的なものも当然ながら盛り込まれていると思いますので、そうなってくると、もっと違う議論が恐らくこの委員会の中でも出るでしょうし、住民のかた、あるいは自治体のかた、場合によっては事業者のかたも含めてもっと大きな関心を持って、それに対していろいろなご意見を出されるのではないのでしょうか。そこは、少し今後の流れに応じて考えていかざるをえないかなと思っております。

**中元委員** ありがとうございます。発表の方法については、今委員長がまとめられたように、状況を見守りながら新しい手段を考えていくことにしておきたいと思えます。ほかにご意見がなければ、このあたりで終わりたいと思えますが、最後にどうでしょうか。はい、どうぞ。

**藤田委員長** 確認というわけではありませんが、一応、文をある程度まとめていくということになったわけです。16ページの「流域社会との関わりに対する考え方」として(1)~(4)の表題を出しておりますが、このあたりを文章に直す作業で田原先生は非常に苦労されたと思います。歴史・文化がその流域の中にあります。それから、流域の中に住んでおられる一人ひとりが川に関心を持って川に関わっていく。それからもう一つは、その流域にある市町は、川と一体になった都市計画も含めて考えていかなければならないということ。(4)の畳堤は、少しニュアンスが違いますが、(1)~(3)全体をもう一度象徴するような形で一つの文字に表すと、畳堤が出てくるというふうに理解はしています。もしこういうストーリーでよければ、このような形で流域社会との関わりということでもまとめていただこうかと思えます。したがって、この枠組みは変えずにやっていくということです。

少し舌足らずでしたが、「枠組みを変えずに」というのは、(1)~(4)は必ずしも

同じことを言っているわけではないという意味です。畳堤に関しては文章としては浮いてしまっているような気がするのですが、あえてここに入れるというのは、この分科会です承していただきたいと思います。

あとは、17ページの「流域の情報交流に対する考え方」のところですか。一体感を育む情報交流をしたいということ、それから我々はもっと川を知っていこうということ、そしてもう一方で、やはり川というのは災害を生む可能性があるんで、緊急時の情報交流が重要である。この3つの柱を立てておりますが、これでよろしいでしょうか。おそらく、それを確認していただければ、これは考え方ですから、これに基づいて後半の整備計画のあり方と住民意見の反映というところをまとめていく、ということになるのではないかと思います。

**中元委員** 今の委員長のまとめですが、いかがですか。そういうことでよろしいでしょうか。

はい、長時間にわたってご審議をいただきましてありがとうございます。前回の続きで、今日は、基本的な考え方の中で「自然環境に対する考え方」、それから新たに「流域社会との関わりに対する考え方」を追加して、まちづくりとの関連をもう少し明確に書き込んでいったらどうかというご意見ができました。それから、情報交流分科会のテーマとして、「連携による一体的な流域管理」、そして第 3 章の「整備計画策定時の住民意見反映のあり方」、これらの点について、今、一部委員長のまとめがありました。同時にこの章については、自治体の意見も踏まえながら、もう少し分厚く記述していくということにさせていただきます。

それから、書き手については、藤田委員長と田原委員、わたしでまとめ上げていくということにしたいと思います。

このようなことでいかがでしょうか。こういう点をもう一回確認しておきたいということがあればお伺いします。なければ、委員会審議をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### 4 . その他

**中元委員** それでは、次に会場の傍聴者のかたからご意見を伺うことにしたいと思います。どなたか。お名前をおっしゃっていただきたいと思います。どうぞ。

**傍聴者** 林田町から来た成定といいます。何回か傍聴させていただいて、最近、

林田川のような支流の問題も随分取り上げていただけるようになったので喜んでおります。少しお願いやお尋ねがあります。その前に気づいた点がありまして、No.601の上から3行目の終わりの言葉で「シンポジウムなどのおける住民意見」の、「の」が「に」ではないかと思えます。もし、「の」を使われるのであれば、「おける」を消してもらったほうが日本語の文章としてはうまく通るのではないかと思えます。

先日、NHKで20日の夜11時過ぎでしたか、「川づくりフォーラムin岐阜」というのを番組で放映しておりました。面白いと思って見ていたのですが、そのときに、どなたの意見だったか記憶に残っていませんが、今の子供たちが川で遊べない、遊ばないというのは、学校教育や親、家庭での教育もあるとのことでした。川へ行こうとすると、「危ないからやめなさい」と止めてしまう。わたしたちの小さいころは、勝手に子供たちだけでどどん川に行って泳いだりしていました。水が汚くなったということもあるかもしれませんが、子供の命を大事にするということが行きすぎているというのが現状で、「危ないからやめろ」ということが非常に多い訳ですが、この岐阜のフォーラムにおいても、もっと子供たちが遊べるような川にしようではないかという話でした。

長良川では、遊水池をつくり、そこを普段は遊び場として親子そろって入れるようにして、川を子供の時期からなじみ深いものにしていけば、子供たちの世代ではもっともっと川がよくなるのではないかという話が出ていて、これは大事なことだとわたしも同感しました。

兵庫県で、揖保川流域委員会と同じような国土交通省の委員会が円山川にあるとおっしゃったのですが、どちらが主催されてもよいので、そのような川づくりフォーラムのようなものを作っていただきたい。この委員会には、国土交通省河川部のかたが来られていますが、そのフォーラムのパネリストの中には、行政の担当のかたを入れてやっていると、わたしたちがたとえ聞きに行けなくても、ビデオや神戸放送などのテレビが映してくれていればゆっくり見ることができますし、川をこれからこうしていったらよいのだなという方向性もつかめると思えます。そのようなテレビ放送できるような会をやっていただきたいと思っております、お願いしたいと思えます。

**中元委員** ありがとうございます。子供が川で遊べる環境をつくる。このたたき台の中にもそういった観点がいくつか出てくるのですが、今言ったような言葉そのままの表現がないので、やはり弱いなと思うところもあります。先ほども言いましたように何が目玉なのか、何をするのかという具体的な提案があれば、この提言そのものが生きて

くるのではないかと思いますので、今のお話を参考させていただきたいと思います。

フォーラムにつきましては、今、藤田委員長からもありましたように、検討させていただくことにしたいと思います。ありがとうございました。

**藤田委員長** 先ほどのコメントの中で、テレビ放映は、残念ながら我々はそのまで財力がありませんので、テレビにお願いする力はありませんが、場合によって、例えばシンポジウム、フォーラムの中でビデオ等をうまく活用して、それを公民館で貸し出すとかということが可能であれば、それは非常によいヒントだと思いました。一言、コメントさせていただきました。

**中元委員** はい、どうぞ。

**傍聴者** 山本と申します。わたしは、今日初めて傍聴席に座らせていただきました。依頼を受けて座ったのですが、なぜかといいますと、上流域で会があったときに内容が分からない、今日、委員会があるので一度聞いてみてもらえないかという話があったからです。わたしも座って今までお伺いしてしまして、急いでこれらの資料を見せていただいているというところです。

この中で、この委員会の趣旨になる「揖保川流域委員会とは」という記述がありまして、この問いの答えとして、河川整備計画の原案について意見を述べる、関係住民意見の反映のあり方について意見を述べると明確に示してあります。しかし、本日のたたき台の表紙には、揖保川河川整備計画原案提示の前に、これまでの審議内容を基に基本的な考えをうんぬんということがうたってありますから、この表紙からしますと、国土交通省の河川整備計画の原案が出る前に流域の人間が考えて案を作成するというように読めます。ところが、「揖保川流域委員会とは」というところからいけば、原案ができて、それに対して意見を述べると、これは全く話が違ふと思います。

それから、先ほど林田のほうから遠路お越しいただいているかたのお話の最後に出ましたが、5月に上流域、山崎で会が催されています。このときの傍聴者は16名、意見を述べられたかたが6名。ということは、主催者側、河川管理者側を除いたら22名ということとです。わたしがいちばん不思議に思いますのは、上流域にも3町、4町の町があります。山崎は人口3万人と聞いています。一つの町の自治団体なり、山崎町役場から2名出席し、一宮から2名出席すれば、それだけで少なくとも10名くらいになるはずと。ところが、傍聴者は22名です。

先ほどのかたの話に役場の人も入ってほしいという話がありました。本日の傍聴席は

20名ほどです。入り口の受付名簿によりますと、町役場からの出席は、龍野市の方が1名おられましたが、それ以外はありません。山崎の会合は5月の中旬です。それ以来4か月たっているわけです。4か月間、考える間があったにもかかわらず、本日だれも出ていません。この委員会とは何ですか、ということをお伺いしたい。

わたしも大阪から来ました。遠路走ってきています。最上流部で支川にアマゴがいるという話から、最下流部汽水域までの話が出ています。話がものすごく広いです。なぜ自治体が出てこないのか。各役場から誰も来ていません。委員のかたはどのように思っておられるか。また、国土交通省ではどう考えているのか。これをはっきりと聞きたい。以上です。

**中元委員** これは、どうでしょうか。まず、1点目の原案が出される前に提言を出すという話と、流域委員会の位置づけです。国土交通省が整備計画の原案を出す前に、提言というものを出すことにしております。その提言に基づいて、国土交通省は計画を策定するということです。

**傍聴者** 印刷物でここにはっきりあります。整備計画の原案について意見を述べる、揖保川流域委員会はそうだとはっきり書いてあります。あなたが今おっしゃることと全然違います。

**中元委員** そういう意味ではなく、全体の計画をまとめるに当たって、委員会が地域住民の声を聞きながら、地域の意見を含めて、国土交通省に提言するということです。

**傍聴者** 原案が出てからと書いてあります。全然違うではないですか、それとこれは、言っていることが違うではないですか。

ここにはっきり書いてあります。揖保川流域委員会とは、河川整備計画の原案について意見を述べると書いてあります。

**中元委員** 今の審議は、これから作成される原案について意見を述べるということです。原案ができた後とか前とかとは書いていません。この委員会は新しい河川法によってできたわけです。河川整備計画をつくるに当たって、地域住民の意見を聞きなさい、それに基づいてこれからの河川整備計画はつくられるのですよという法律に基づいてやっているわけです。

ですから、ニュースレターに書いてありますように、原案について意見を述べるということです。原案ができてからではなく、原案全体について、まず意見を述べていくという

ことです。それは、後とか前とかは関係ありません。技術的にいえば、わたしたちが今やっているのは、まず原案が出される前にそれを国土交通省に提言していくということです。

**傍聴者** これをまず訂正してください。このパンフレットにはっきり書いてあります。印刷されています。これを説明してください。原案について意見を述べるとははっきり書いてあります。

**中元委員** それは言葉の解釈の問題だと思います。わたしたちは、原案が出されてから、それに対して審議しているのではありません。今現実にやっているのは、原案ができるまでにいろいろな意見を聞いて、国土交通省に対して提言するという姿勢で臨んでいます。

**傍聴者** では、これは間違いだということですか。

**中元委員** いや、間違いではないと思います。「原案について」と書いてあるわけで、原案の前とか後とかは書いてないわけですから。

**傍聴者** 先ほど議長がおっしゃったように、最後に触れられてそうかなと思ったのは、「一人ひとりが関われるかわづくり」ということをおっしゃったと思います。このところにあります。けども、傍聴席は20名です。2市8町あって、自治体からの出席もない。

**中元委員** それはわたしたちが答えてどうこうする問題ではないと思います。わたしたちも、今おっしゃったようにもっとたくさん来てほしいと思っています。それは委員会の責任ではなく、どう思われるかと聞かれれば、もっとたくさん来てほしいという答えしかないと思います。

**傍聴者** 委員のかたも先ほどからいろいろ細かい審議もなさっている、大変な3時間の時間をかけてやっていらっしゃる。流域のかた一人ひとりが川を愛する、守る、後世につなぐということの努力をなさっているのだと思います。やはりそれをまとめるのは各役場です。そういう自治がないことには、どうにもならない。だけど、来ないのは勝手だ、来させる強制力はないというわけです。林田からでもいらっしゃっています。庄委員は最上流部のかたです。わたしも、今日は渋滞の中を3時間かけて来ました。

でも、わたしはここで聞いていても全然分からない。だから、質問をしているのです。そうしたら、たったこれだけのことでミスプリとも何とも言えない。ミスプリならミスプリとはっきりと言えよ。これは間違えました、それも言わない。委員会自体が漠然としています。それでは、これだけの顔ぶれがいて、もったいない。

**中元委員** PRにつきましては、新聞の折り込みや自治体への広報など、わたしたちができる範囲のことはやっています。そのうえで、この傍聴席が少ないとおっしゃるのであれば、それはわたしたちの努力が足りないということなのかどうか、ちょっとそれはなかなか言いにくいと思います。だれに対して怒ったらよいのかもよく分かりません。もっと出てきなさいということもなかなか言えません。

**傍聴者** 怒るのではなくて、山崎の会合が傍聴16名なのです。

**中元委員** 確かに、寂しかったです。わたしも行きました。

**傍聴者** これは最上流部です。川は源流が大変大切なところです。

**中元委員** おっしゃることはよく分かります。分かるのですが、わたしたち委員会も同じように残念だと思っているのです。けれども、これは委員会が強制力をもって「どこから何人動員」ということはなかなか言えないものですから、そういうことはできないと思うのです。そのあたりは理解してください。

**傍聴者** 理解のしようがないではないですか。

だから、わたしはもったいないと申し上げているのです。これだけの先生がたがいらっしゃっていて、先ほどからお聞きしたら、「かわづくり」は平仮名ではなくて漢字がよいだろうということまでおっしゃっているのです。わたしは、もったいないと思います。

**中元委員** よく分かりました。これから、わたしたちもできるだけ広報をしていくということで、努力していきたいと考えております。

それから、このシステムについては、わたしが先ほど言いましたようなことでご理解いただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

**傍聴者** 時間が過ぎているので、できるだけ簡単にさせていただきたいと思います。姫路市内の天津に住んでおります福居と申します。わたしたちは住民組織をつくって、網干や余部のほうでまちづくりをしております。何回か発言をさせてもらっていますが、明日を語る西姫路住民懇談会という組織です。私たちは、まちづくりについて住民アンケートを取ったり、あるいは専門家の先生を呼んで学習会などをしながら、どのようなまちづくりをしていこうかということで、おおかた7年ぐらい活動してきた歴史があります。

最近、住民アンケートをとらせていただきました。そのうち揖保川と関わる部分について、できるだけ簡単にお話をさせていただきたいと思います。住民の多くの皆さんから、河川敷の利用について、サイクリングロードや遊歩道等々をつくってほしいという意見が

非常に多くありました。もっと自然を残してほしいという意見もありましたが、河川敷を公園などに利用している姿を見ることが多いからだと思います。最近整備された加古川がテレビで放映されていましたが、非常に美しく整っているという感じがしました。マラソンコースができたり、遊歩道があったり、水の利用としてボートの競技ができるということも放映していました。河川を生かしたまちづくりが進んでいると思いました。

そこで揖保川の場合ですが、やはり加古川のような大きな一級河川とは違った川ではないかと思っています。わたしたちは下流に住んでおりますが川幅が狭いです。曲がっているということもありますし、加古川とは違った特質を持っていると思います。やはり、揖保川は揖保川に合った自然環境を生かした整備計画が必要だと思います。

最近、専門家の先生を呼んで学習をしました。揖保川の下流だけを学習の対象にしたのですが、やはりさまざまな生態系、植物、生き物がいるという説明をビデオを見ながら受けました。その中でおっしゃっていたことは、魚類では珍しいハゼやテナガエビなどがすんでいること、鳥類にとってもここが西播で最大の越冬地だということ、ジャコウアゲハのような珍しいものがすんでいる地であるということなどです。海岸植生ではフクドがありますが、これは下流のせいぜい3キロぐらいの間にこういった種類の植生があるという話をさせていただきました。

アンケートの中で、遊歩道の整備をとという意見もありましたが、わたしたちは、そういうものもつくりながら自然をどう生かしていくか、自然の植物をどのように大切にしていくかという整備計画をぜひ考えていただきたいと思います。兵庫県でも、専門家の先生がたと合同で下流の生態系の調査研究をしていただいて、こういうものを残していくということが大事ではないかと思っています。

川のまちづくりという話が再々出てきました。まちづくりの定義というのはなかなか見当たりませんが、わたしなりに考えますと、一つには川を知る・学ぶ、二つ目には水と仲良くするということだと思います。そのためには、住民どうしの連携で情報をどんどん公開して行って、川と親しめ、本当に住んでよかったなと思えるような川に整備をしてほしいと思います。

それからもう1点、この提言のたたき台を見ると、緑という言葉が非常に少ないです。「川を整備するのに緑がいるのか」ということかもしれませんが、上空から見たら、下流でどんどん緑がなくなっているのがわかります。緑をどう河川整備に生かしていくかというマッチングした整備計画も大事なのではないかと考えます。以上です。どうもありがと

うございました。

**中元委員** 貴重なご意見としてお伺いしておきたいと思います。言われたように、遊歩道や河川敷の整備と自然保護との関係はなかなか難しく、議論がいろいろ分かれるところですが、今のお考えも参考にしながら、この計画、提言の詰めを急いでいきたいと思います。

まだお聞きしたいのですが、時間も過ぎておりますので、このあたりで終わらせていただきたいと思います。本日の流域社会分科会・情報交流分科会の合流分科会をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

## 5 . 閉会

**庶務** それでは、第5回流域社会分科会・情報交流分科会、合同分科会をこれにて終了いたします。長時間の審議、ご苦労様でした。